

提案要求書

令和 6 年 8 月
東 京 都

選択的夫婦別姓制度の議論推進

(提案要求先 内閣府)
(都所管局 生活文化スポーツ局)

選択的夫婦別姓制度に係る議論を早急に深め、結論を出すこと。

<現状・課題>

選択的夫婦別姓制度については、平成8年に国の法制審議会（法相の諮問機関）において、女性の社会進出を背景に、「選択的夫婦別姓」の導入を盛り込んだ民法改正要綱が答申されてから四半世紀以上が経過している。

令和2年12月に閣議決定した第5次男女共同参画基本計画では「夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関し、国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断も踏まえ、更なる検討を進める」としている。

最高裁判所は、令和3年6月、民法の夫婦同姓規定を「合憲」と判断した上で、「この種の制度の在り方は、国会で論ぜられ、判断されるべき事柄」と指摘した。

令和3年度に都が実施した「選択的夫婦別姓に関する意識調査」においては、姓の変更に伴い、「何らかの不便、不都合を生じることがあると思う」と答えた人の割合は約48%であり、その主な理由は、金融機関等の手続きに手間がかかる、海外渡航時の出入国審査や宿泊先等でのトラブル、婚姻前の研究実績等が認識されにくいなどであった。また、「名字（姓）を変えたくないという理由で事実婚を選択する夫婦もいると思う」と答えた人の割合は約67%であった。

内閣府が公表した令和4年の「夫婦の姓（名字・氏）に関するデータ」においては、婚姻届を提出した夫婦の約95%は女性が改姓している状況である。

経済界からも海外訪問時にパスポート上の戸籍名と旧姓の不一致によるトラブルが生じる等の声が上がっている。

国においては、社会に開かれた形で早急に議論を深め、結論を出す必要がある。

<具体的要求内容>

都民に生じている不便、不都合を解消する観点から、選択的夫婦別姓制度に係る議論を早急に深め、結論を出すこと。

令和6年8月

内閣府男女共同参画局長

岡田 恵子 殿

東京都生活文化スポーツ局長

古 屋 留 美

参 考

- 民法第 750 条：「夫婦は婚姻の際に夫又は妻の氏を称する」と夫婦同姓を定めている。
 - 戸籍法第 74 条：婚姻届で「夫婦が称する氏を届け出なければならない」と定めている。

- 社会生活において不便・不都合を感じる例（別添「選択的夫婦別姓に関する意識調査結果」より抜粋）
 - ・金融機関、運転免許証、パスポート、不動産登記等の氏名変更手続きに手間とお金がかかる。
 - ・仕事上で旧姓を使用しているも、公的な手続は戸籍上の名字（姓）で行うため二重管理が必要となる。
 - ・仕事上の関係者や顧客などに対して名字（姓）の変更について説明が必要となる。
 - ・婚姻、離婚等のプライバシーが公になるため心理的な負担となる。
 - ・改姓により、同一人物と認識されず、婚姻前の研究実績（論文、特許等）、仕事の業績等が一貫して自身のものと認識されにくい。
 - ・アイデンティティ（自己同一性）を失う。